二　施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に掲げる試験研究費の額のうち当該他の者が支出する当該試験研究に要した費用であつて、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

イ　試験研究費の額のうち当該他の者が支出する当該試験研究に要した費用であつて、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第十二項第二号に規定する契約又は協定において「契約又は協定」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用（契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額に係る費用を除く。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三　施行令第三十九条の三十九第十二項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該大学等が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（同号に規定する契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四　施行令第三十九条の三十九第十二項第五号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該特定中小企業者等が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（同号に規定する契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

施行令第三十九条の三十九第十二項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第三十九条の三十九第十二項第六号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該結親法人又はその連結子法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した連結事業年度の連結確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

第二十二条の二十四及び第二十二条の二十五を次のように改める。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の二十四　法第六十八条の九第一項に規定する財務省令で定めるものは、その有する発電用の電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えるものとする。

第二十二条の二十五　削除

第二十二条の二十九第一項中「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第三十九条の四十五の二第二十二項」を「第三十九条の四十五の二第二十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十九条の四十五の二第四項」を「第三十九条の四十五の二第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「法第六十八条の十五の二第五項第一号」を「法第六十八条の十五の二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の四十五の二第三項」を「第三十九条の四十五の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「法第六十八条の十五の二第五項第一号」を「法第六十八条の十五の二第六項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3　施行令第三十九条の四十五の二第四項及び第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受けようとする連結親法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該連結親法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該適用に係る連結法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該連結法人が受けた地域再生法第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設（法第六十八条の十五の二第五項第五号に規定する特定業務施設をいう。第四項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

第二十二条の三十四から第二十二条の三十六までを削り、第二十二条の三十三を第二十二条の三十六とし、第二十二条の三十二を第二十二条の三十五とする。

第二十二条の三十一中「第三十九条の四十六第十四項」を「第三十九条の四十七第十四項」に改め、同条第二号中「第三十九条の四十六第五項」を「第三十九条の四十七第五項」に改め、同条を第二十二条の三十四とする。

第二十二条の三十の次に次の三条を加える。

（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十二条の三十一　法第六十八条の十五の五第一項に規定する財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とする。

2　施行令第三十九条の四十六第八項に規定する財務省令で定める書類は、当該連結親法人又はその連結子法人が受けた中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写しとする。

第二十二条の三十二及び第二十二条の三十三　削除

第二十二条の四十二第二項を削り、同条第三項中「第三十九条の六十四第五項」を「第三十九条の六十四第三項」に改め、同項第一号中「第二十条の二十一第四項第一号イ」を「第二十条の二十一第二項第一号イ」に、「第一項」を「前項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四十七条の二第三項第三号」を「第六十八条の三十五第三項第二号」に、「第二十条の二十一第二項第二号」を「第二十条の二十一第二項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二項とする。

第二十二条の四十六の二を削る。

第二十二条の六十第二項第四号ロ及び第五号ロ並びに第三項中「按分する」を「按分する」に改め、同条第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十二条の六十の二の見出しを「（連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例）」に改める。

第二十二条の六十二第四項中「第三十九条の九十七第十七項」を「第三十九条の九十七第十八項」に改め、同項第一号中「第六十八条の六十八第八項の規定（」を「第六十八条の六十八第九項の規定（」に、「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に改め、同号イ(2)中「第三十九条の九十七第十項及び第十一項」を「第三十九条の九十七第十一項及び第十二項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同号イ(2)(i)中「第二十一条の十九第十五項第三号」を「第二十一条の十九第十八項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中「第二十一条の十九第十六項」を「第二十一条の十九第十九項」に改め、同号ロ中「又は第三十四項」を「から第三十五項まで」に、「末日又は」を「末日」に、「を含む連結事業年度」を「又は同条第三十五項に規定する末日を含む連結事業年度」に、「第六十八条の六十八第九項」を「第六十八条の六十八第九項」に、「限る」を「限るものとし、既に法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等（法第六十八条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等を含む。）を除く」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第六十八条の六十八第十一項」に改め、同項第三号中「第三十九条の九十七第十六項」を「第六十八条の六十八第十項」に、「第三十九条の九十七第十七項」を「第六十八条の六十八第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第六十八条の六十八第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、施行令第三十八条の四第三十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しを施行令第三十九条の九十七第十八項の規定に基づき法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に添付すること（当該通知に関する文書の写しを法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等（法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等を含む。）に添付したことを含む。）により証明がされたときとする。

4　前項の規定により証明がされた場合には、施行令第三十九条の九十七第十項に規定する認定した日は前項の通知に係る認定した日とする。

第二十二条の六十四第三項中「第三十九条の九十七項」を「第三十九条の九十九第十七項」に改め、同条第五項中「を取得する」を「の取得（同条第一項に規定する取得をいう。第七項から第十項までにおいて同じ。）をする」に、「これらの規定（」を「同条第一項又は第三項（これらの規定を」に、「。）」を「。）の規定」に、「第三十九条の九十九第十七項」を「第三十九条の九十九第十八項」に改め、同条第六項中「税務署長の」を「所轄税務署長の」に改め、同項第二号中「代替資産を取得する」を「当該取得をする」に改め、同条第七項中「税務署長の」を「所轄税務署長の」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。